

地域イノベーション支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内産業の振興を図るため、苫小牧地域におけるイノベーション推進を目的としたイベント等に対し、補助金を交付することに関し、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、イノベーションとは、新たな、又は改善された製品、役務及び業務工程（生産方法、流通、情報通信技術、組織運営及び研究開発をいう。）を生み出す活動をもって、社会課題及び地域課題の解決並びに経済活動における変革をもたらし、新たな価値を見出すことをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者等とする。

- （1）本市に事業所又は事務所（以下、「事業所等」という。）を有する者、又は、市内に事業所等を持たない者であって市内で交付対象事業を実施する者であること。
- （2）市内事業者の場合、市税の滞納がないこと。
- （3）同一年度内において、本補助金の交付決定を受けていない者であること。
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の営業に従事していること。
- （5）事業主又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- （6）その他市長が補助対象者として不適当と認める事項がないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業（以下、「補助対象事業」という。）は、苫小牧地域におけるイノベーション推進に携わる者（起業家や学生、事業者等）のコミュニティ形成を図るイベント等とし、次の各号に掲げる取組テーマに則った事業とする。

- （1）新たな製品・技術・サービスの開発促進
- （2）産学官金の連携強化
- （3）ものづくり産業の活性化
- （4）市内学生等のアントレプレナーシップ醸成
- （5）市内事業者の課題の掘り起こし及び課題解決の促進
- （6）その他本市の産業振興に寄与すると市長が認めるもの

2 補助対象事業は、交付決定のあった日以降に着手する事業でなければならない。ただし、事業の性質上又は市長がやむを得ない理由と認める場合はこの限りではない。

3 補助対象事業の実施により直接的に利益を得ることを目的とするもの（商談会、販売会等）又は、市長が適当でないと認める場合には、第1項の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表1に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 本補助金以外に参加費や寄附金等の収入（以下、「収入等」という。）がある場合は、事業実施にかかる経費から当該収入等を差し引いた額を補助対象経費とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の事項に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 事業所等の維持・管理経費
- (2) イベントの中止・廃止に伴い要する経費（キャンセル料、負担金等）
- (3) 他の補助金等の補助対象となっている経費
- (4) その他市長が事業に不相当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の交付金額は、以下のとおりとする。

2 前条に掲げる補助対象経費の5分の4以内の額とし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付上限額は、別表2のとおりとする。

4 補助金は予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 応募条件・同意書（様式第4号）
- (5) 事業概要資料
- (6) 事業所等を有し、事業活動を行っていることがわかる資料（法人の登記事項証明書等）

2 申請者は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 申請書類に虚偽または不正の記載があった場合は失格となること。
- (2) 申請書類の提出後、誤字脱字等の軽微な修正を除き、原則として内容の変更・追加はできないこと。
- (3) 申請書類の返却はしないこと。また、申請書類の著作権は申請者に帰属するが、市が採択結果の公表する場合には、その一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- (4) 申請に要する経費は、全て申請者の負担であること。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、申請内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、速やかに交付決定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。また、補助金を交付しないことを決定した時も、その旨を書面によ

り交付申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条 前条の交付決定を受けた者（以下、「交付決定事業者」という。）による事業計画の変更は、軽微な変更を除き、原則として認めない。ただし、市長がやむを得ない変更であると認めた場合についてはこの限りではない。

2 補助事業を中止、又は廃止する場合や、やむを得ない事由により事業計画を変更する場合は、変更等申請書（様式第6号）を提出すること。

3 前項の軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）補助金額の変更を伴わない事業内容の変更であって、事業目的の達成に支障をきたすことがないと認められる場合。

（2）補助事業の内容変更を伴わない10パーセント以内の補助対象経費の減少

（3）その他市長が認める場合

4 市長は、第2項の申請があったときは、これを審査し、変更等申請承認（不承認）通知書（様式第7号）により、補助事業者に対し審査結果を通知するものとする。

（補助金活用の告知）

第10条 交付決定事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（ポスター、プログラム、リーフレット等）や看板などに必ず以下の告知定型文を用いて、補助を受けている旨を表示すること。

（告知定型文）「本事業は、苫小牧市地域イノベコミュ支援事業の補助金を活用し実施しています。」

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、決定事業者に対し、すでに補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）関係法令及び本要綱に違反した場合

（2）決定事業者による事業の中止または廃止を確認した場合

（3）補助金交付の目的以外の用途に使用した場合

（4）事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（5）その他市長が事業に不適当と認める経費

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、交付取消決定通知書（様式第8号）により、決定事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の遂行の命令）

第12条 市長は、補助対象事業が交付の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、決定事業者にその遂行等を命じることができる。

2 市長は、決定事業者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の遂行の一時停止を命じることができる。

(事業完了報告等)

第 13 条 決定事業者は、補助対象事業が終了した日から 30 日以内又は市長が定める日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。また、事業内容の報告については、プレゼンテーション等の実施を求める場合がある。

- (1) 完了報告書(様式第 9 号)
- (2) 実施結果報告書(様式第 10 号)
- (3) 収支決算書(様式第 11 号)
- (4) 事業にかかる経費の領収書の写し又はこれに準じる書類
- (5) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
- (6) その他市長が必要とする書類

(補助金額の確定)

第 14 条 市長は、提出された完了報告書の内容を審査し、適正であると認めた場合にあっては、交付すべき補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第 12 号)により決定事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 15 条 前条の通知を受けた者は、補助金交付請求書(様式第 13 号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(関係書類の保存年限)

第 16 条 決定事業者は、補助金に係る資料、帳簿その他関係書類を整理し、当該書類を事業が完了する日の属する年度からの 10 年間保管しなければならない。

(補助対象事業の検査等)

第 17 条 市長は、補助金について適正を期するために必要があるときは、決定事業者に対して報告をさせ、又は市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせて、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象経費	報償費、旅費（宿泊費、交通費）、需用費（印刷製本費）、人件費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託費、物品購入費（補助事業以外の用途に使用しうる物品を除く）、使用料及び賃借料、その他市長が補助対象経費と認めるもの
--------	---

別表 2（第 5 条関係）

事業内容	補助上限額	補助率
参加人数が 1 回の開催で 50 人を超える見込みのあるイベント事業等	500,000 円	4/5 以内
参加人数によらず同一年度内に複数回開催するイベント事業等	500,000 円	4/5 以内
事業アイデアの具現化に向けたプロジェクト等	200,000 円	4/5 以内
その他の 50 人未満のイベント事業等	200,000 円	4/5 以内